

平成30年滋賀県米原市竜巻災害義援金並びに 平成30年7月豪雨災害義援金の受付を開始します — 日本赤十字社を通じた義援金を送ります —

- 平成30年6月29日に発生した竜巻と推定される突風により、滋賀県米原市に被害が発生しました。
- 平成30年7月の台風及び前線等に伴う大雨災害により、西日本を中心に甚大な被害が発生しました。
- これらの災害で被災された方々を支援するため、日本赤十字社が義援金の受付を開始いたしました。
- 本市でも本日から義援金を受け付けし、日本赤十字社を通じて被災地へ送金しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

【概要】

- ◆ 受付期間 「平成30年滋賀県米原市竜巻災害義援金」 平成30年 9月28日（金）まで
「平成30年7月豪雨災害義援金」 平成30年12月31日（月）まで
- ◆ 現金での募金を希望する場合
(1)市役所正面玄関、唐桑総合支所保健福祉課（燦さん館）、本吉総合支所保健福祉課、階上出張所、大島出張所、気仙沼市立病院、気仙沼市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置します。
(2)受領証が必要な方は、各窓口に現金を持参してください。（但し市立2病院を除く）
※市役所の場合は、保健福祉部社会福祉課（ワン・テン庁舎2階）へお越しください。
- ◆ 銀行振込での募金を希望する場合
日本赤十字社本社または各県支部あて直接送金をお願いします。（送金先裏面）
- ◆ 税制上の措置
個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

※このほかに現在受付中の国内義援金は下記のとおりです。

1. 「平成28年熊本地震災害義援金」 受付期間：～平成31年3月31日（日）まで
2. 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」 受付期間：～平成30年9月28日（金）まで
3. 「平成30年大阪府北部地震災害義援金」 受付期間：～平成30年9月28日（金）まで

(振込口座等)

「平成30年米原市竜巻災害義援金」

	日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金				日本赤十字社「滋賀県支部」 が受け付ける義援金	
口座名義	平成30年米原市 竜巻災害義援金		にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社		日本赤十字社滋賀県 支部長 <small>みかづきたいぞう</small> 三日月大造	
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行 ・郵便局	00170-3- 603891	三井住友銀行 すずらん支店	2787543	滋賀銀行 県庁支店	523392
			三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店	2105536		
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620391		
受領証	通信欄に「受領証希望」と 記載する		日赤本社パートナーシップ 推進部へ依頼する (☎ 03-3437-7081)		日本赤十字社滋賀県支部 へ依頼する (☎ 077-522-6785)	
注意点	1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。					

「平成30年7月豪雨災害義援金」

	日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金					
口座名義	日赤平成30年7月豪雨災害義援金			にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社		
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行 ・郵便局	00130-8-635289	三井住友銀行 すずらん支店	2787545		
			三菱東京UFJ銀行 やまびこ支店	2105538		
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620405		
受領証	通信欄に「受領証希望」と記載する		日赤本社パートナーシップ推進部へ依頼する (☎ 03-3437-7081)			
注意点	1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。 3) 被災自治体の受け入れ準備が整い次第、受付口が追加される可能性があります。					